

教員免許状を取得するには（正科生）

教員免許状を取得するには、教育職員免許法及び同法施行規則と本学の履修規定に基づき、科目単位を修得します。

本学は1種免許状取得の教職課程となります。1年次入学者は4年間、2年次編入学者は3年間、3年次編入学者は2年間で1種免許状を取得するようカリキュラムが組まれています。

なお、この項は、教員免許状取得にあたっての概要を示すものです。具体的な履修科目・履修年次等は、履修ガイド（正科生教育課程表）の該当するコースを参照してください。

※2種免許状について

1種免許状取得に係る科目単位のうち、所定の科目単位を修得すると、2種免許状取得の要件を満たすことができます。以下では、参考までに2種免許状取得の要件も説明しています。

■教員免許状取得の要件

正科生は教育職員免許法別表第1（第5条関係）に定める次の要件を充足することが必要です。「教育公務員特例法等の一部改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）」及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」の適用となり、2022年度の入学生の方は全員、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年8月4日付公布）の適用となります。

- ・基礎資格（学歴）を有すること。
 - ・「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を修得していること。
 - ・教科及び教職に関する科目を修得していること。
 - ・小学校および中学校の教員免許状を取得する場合は、「介護等の体験」を行っていること。
- ※「介護等の体験」は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」および「同法施行規則」により定められているものです。

以下に各項目について説明します。なお、不明な点は自己判断せず履修担当まで確認してください。

■基礎資格（学歴）

- ・1種免許状……学士の学位を有すること。
(高等学校および中等教育学校卒業生・短期大学卒業生・高等専門学校卒業生・大学校卒業生・大学および短期大学退学者・外国の大学卒業生は本学を卒業すること)
- ・2種免許状……①短期大学士（短期大学卒業）の学位を有すること。
②大学に2年以上在学し62単位以上修得していること。
(高等専門学校卒業生・大学校卒業生・大学および短期大学退学者・外国の大学および短期大学卒業生は、本学において「2年以上在学資格」に必要な科目単位を修得すること。)

※高等専門学校とは5年制の工業、商船、航空などの高等専門学校のことです。



教育課程表の見方
p. 51 参照



大学を卒業するには
p. 33 ~ 35 参照



「2年以上在学資格」に必要な科目単位
p. 37 ~ 38 参照

■ 「2年以上在学資格」に必要な科目単位

1年次入学生・2年次編入学生

| 科目群 | 科目分類 | 単位内訳 | |
|-------------------|-------------|--------|----------|
| ユニバーシティ・スタンダード科目群 | 玉川教育・FYE科目群 | 9単位必修 | |
| | 人文科学科目群 | 16単位以上 | 53単位以上修得 |
| | 社会科学科目群 | | |
| | 自然科学科目群 | | |
| | 学際科目群 | | |
| | 言語表現科目群 | | |
| | 教職関連科目群 | | |
| 資格関連科目群 | | | |
| 学科専門科目群 | 卒業必修科目 | 教育学概論 | 2単位 |
| 合 計 | | 62単位以上 | |

*スクーリングを1年次入学生では15単位以上、2年次編入学生では7単位以上を修得していることが必要です。

*上表の単位には出身大学・短期大学での認定単位を含むことができます。

*「2年以上在学資格」(2種免許状を取得するうえでの基礎資格)に必要な最低単位数であって、免許状を取得するにはさらに単位が必要です。該当する教員免許状の表を参照してください。

*社会教育主事(任用)資格希望者もこれに準じます。



該当する教員免許状の表
p. 41 ~ 45
表1 ~ 表9参照

高等専門学校卒業生・3年次編入学生で基礎資格がない者(大学の退学者)・ 外国の大学および短期大学卒業生

| 科目系列 | 単 位 | |
|--|-------|------|
| 玉川教育・FYE科目群 | 全人教育論 | 2単位 |
| | 音楽Ⅱ | 1単位 |
| 学科専門科目群 卒業必修科目 | 教育学概論 | 2単位 |
| ユニバーシティ・スタンダード科目群 (玉川教育・FYE科目群除く)および 学科専門科目群 | | 26単位 |

*認定単位にかかわらず、上表の科目単位の修得が必要です。

*高等専門学校卒業生・外国の大学および短期大学卒業生・外国の大学退学者は本学に2年以上在学しなければなりません。

*「2年以上在学資格」(2種免許状を取得するうえでの基礎資格)に必要な最低単位数であって、免許状を取得するにはさらに単位が必要です。該当する教員免許状の表を参照してください。

*社会教育主事(任用)資格希望者もこれに準じます。



該当する教員免許状の表
p. 41 ~ 45
表1 ~ 表9参照

本学の再入学の3年次編入学生で以下に該当する学生

- ① 本学入学前の最終学歴が高等学校および中等教育学校卒業の学生。
- ② 本学入学前の最終学歴が大学・短期大学の退学者で、本学の前学籍が1年次および2年次編入学生であった学生。

*ただし、今回の再入学にあたり、出身大学・短期大学の認定単位が一括群認定(玉川教育・FYE科目群6単位、通信US科目(人文・社会科学・自然科学・学際・言語表現)群16単位、選択科目群40単位を一括して群認定する)となった学生は、前頁「高等学校専門学校卒業生・3年次編入学生で基礎資格がない学生(大学の退学者)・外国の大学および短期大学卒業生」の表を適用します。

| 科目群 | 科目系列 | 単位内訳 | | 単位 |
|-------------------|-------------|------------|---|----------|
| ユニバーシティ・スタンダード科目群 | 玉川教育・FYE科目群 | 全人教育論 | 2 | 9単位 |
| | | 一年次セミナー101 | 2 | |
| | | 一年次セミナー102 | 2 | |
| | | 健康教育 | 1 | |
| | | 音楽 I | 1 | |
| | | 音楽 II | 1 | |
| | 人文科学科目群 | 16単位以上 | | 53単位以上選択 |
| | 社会科学科目群 | | | |
| | 自然科学科目群 | | | |
| | 学際科目群 | | | |
| | 言語表現科目群 | | | |
| 資格関連科目群 | | | | |
| 教職関連科目群 | | | | |
| 学科専門科目群 | 必修科目 | 教育学概論 | 2 | |
| | 選択科目 | | | |

*上表の単位には出身大学・短期大学での認定単位を含むことができます。

*「2年以上在学資格」(2種免許状を取得するうえでの基礎資格)に必要な最低単位数であって、免許状を取得するにはさらに単位が必要。該当する教員免許状の表を参照してください。

*社会教育主事(任用)資格希望者もこれに準じます。



該当する教員免許状の表
p. 41 ~ 45
表 1 ~ 表 9 参照

■教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目【各教員免許状共通】

| 免許法施行規則に定める科目・単位 | 本学の開講科目 | 単位 | 科目系列 |
|---------------------------------|---------------|----|-----------|
| 日本国憲法 2 | 日本国憲法 | 2 | 教職関連科目群 |
| 体育 2 | 健康教育 | 1 | 教職関連科目群 |
| | 教職(健康教育) | 1 | 教職関連科目群 |
| | 教職(体育実技) | 1 | 教職関連科目群 |
| 外国語コミュニケーション 2 | E L F (通信101) | 2 | 言語表現関連科目群 |
| | E L F (通信102) | | |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 | 情報科学入門 | 2 | 教職関連科目群 |

*出身大学・短期大学で相当する科目単位を修得している場合は、履修不要。

■ 教科及び教職に関する科目

「教科及び教職に関する科目」は、[p. 41 ~ 45] のようになります。

履修にあたっては、本学の履修規定に基づいて単位を修得する必要があるため、表中 [p. 41 ~ 45] の本学履修単位欄の単位数と対応した科目が必修となります。詳細については「履修ガイド」(正科生教育課程表)にコース別に本学履修規定による必修科目および履修を指定する科目を掲載しておりますので参照してください。

参照頁

1年次入学生 [p. 52 ~ 61], 2年次編入学生 [p. 62 ~ 71], 3年次編入学生卒業希望者 [p. 72 ~ 81], 3年次編入学生免許のみ希望者 [p. 82 ~ 86]。

なお、短期大学で2種免許状を取得する際に修得した科目単位は、1種免許状(幼稚園, 小学校, 社会)を取得する場合には、免許法上の2種免許状を取得するための要件としての最低単位数までの使用となります。

※出身大学で同様の科目名の科目を修得済みであっても取得を希望する免許状についての課程認定がある学科で修得した科目でなければ使用できません。

※不明な点は自己判断せず履修担当に確認してください。

■ 教育実習

教員免許状を取得するうえでの必修科目として、教育実習があります。教育実習は大学で修得した理論を教育の現場において実習し、体験するものです。教育実習の内容などにつきましては、「教育実習」を参照してください。

■ 教職実践演習

教員免許状取得に際し、教育実習受講後、教職課程の総まとめとして4年次の夏期スクーリングまたは12月教職スクーリングで受講します。なお、小学校コースについては、2月スクーリングでも開講します。教職実践演習の内容などにつきましては「教職実践演習」を参照してください。

■ 介護等の体験

小学校または中学校の教員免許状を取得する場合、修得すべき科目単位とは別に、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により介護等の体験が必要となります。介護等の体験は社会福祉施設などや特別支援学校において、障がい者・高齢者などの介護、介助、およびこれらの者との交流を体験するものです。介護等の体験の内容などにつきましては、「介護等の体験」を参照してください。



「教科及び教職に関する科目」
p. 41 ~ 45
表 1 ~ 表 9 参照



履修ガイド(正科生教育課程表)
p. 51 ~ 86 参照



教育実習
p. 98 ~ 103 参照



教職実践演習
p. 95 ~ 97 参照



介護等の体験
p. 104 ~ 106 参照